

私道補修工事（舗装工事及び道路排水施設工事）について

1 舗装工事について

舗装工事とは砂利道をアスファルトで舗装し整備する工事や、現在舗装されている道路で、陥没やひび割れなど状態がひどい場合にアスファルトを打ち換える工事です。

西東京市発注で工事をします。

- ① 工事対象
 - ・原則幅員4.0m以上
 - ・どなたでも利用できる私道
 - ・損傷や陥没により劣化している道路

- ② 申請に必要な提出書類
 - ・工事補助申請書（様式第1号）※位置図を含む
 - ・承諾書（様式第2号）
 - ・土地所有者一覧表
 - ・公図

- ③ 審査方法

道路課職員が現場確認を行い、幅員・劣化状況等を確認します。状況をもとに検討し工事対象か判断いたします。状況が比較的良い、幅員等の条件が満たされていないものについては工事対象外になりますので予めご了承ください。

2 道路排水施設工事について

道路排水施設工事とは砂利道や舗装道路で雨天のたびに道路が冠水してしまうなど、雨水排水でお困りの場合に、L形側溝、U字溝、雨水集水桝等を整備する工事です。

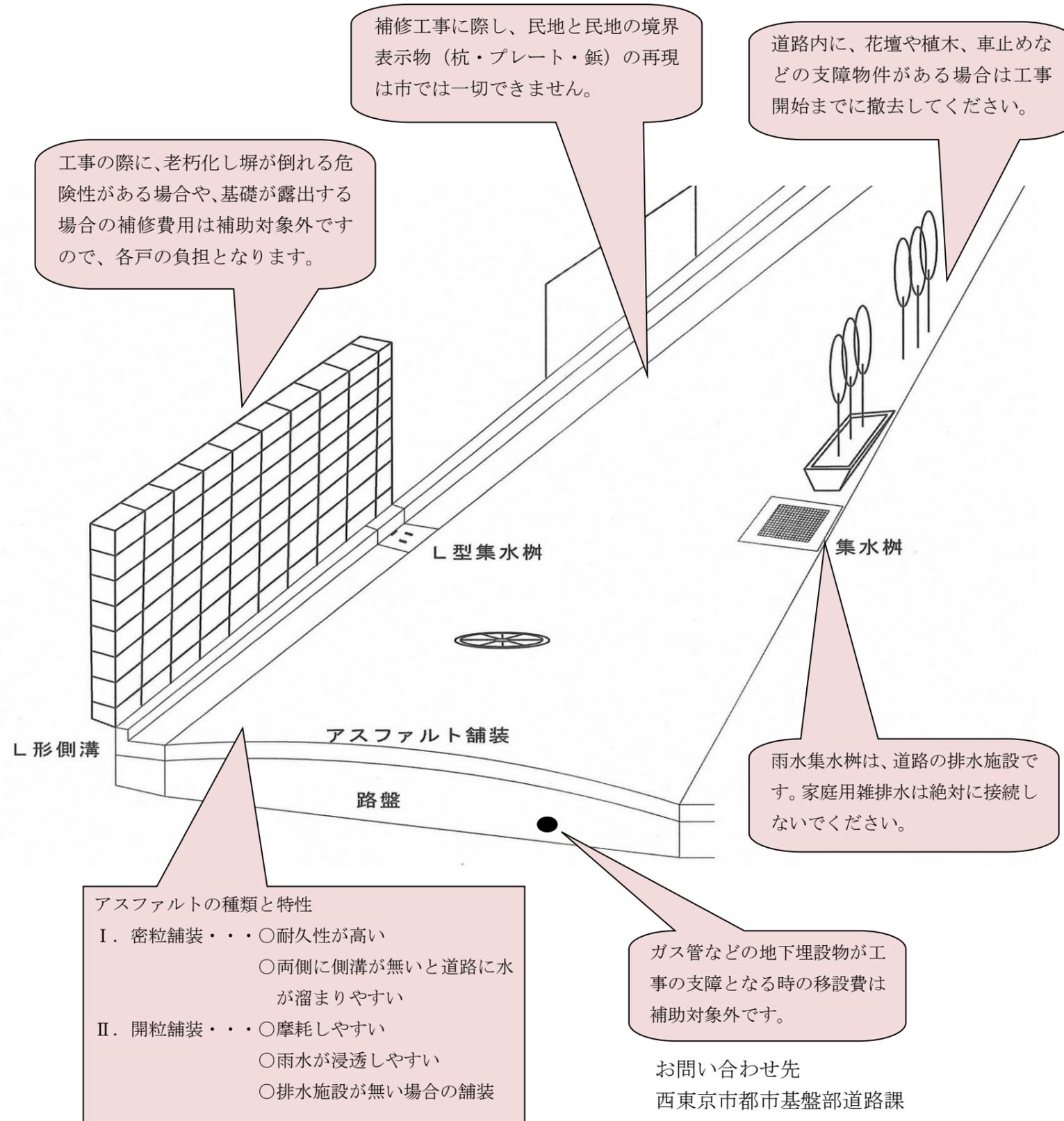
工事の発注は申請者に行っていただきますので、申請者と業者の契約工事になります。工事終了後に、市が申請者に補助金を支払います。

補助額は下記のとおりです。

- ・行き止まり道路・・・工事費の50%
- ・通り抜け可能な道路・・・工事費の80%

3 共通注意事項について

- ① 現在、申請件数が非常に多いため、申請を頂いてから工事实施まで相当の期間を要します。工事までの待ち期間はお約束できませんので、予めご了承ください。
- ② 私道とは個人所有の道路のことです。舗装工事・道路排水施設工事後は所有者の維持管理になります。
- ③ 道路所有者の承諾を取り集め、市に申請していただき、申請をするには申請代表者が必要になります。



お問い合わせ先
 西東京市都市基盤部道路課
 TEL 042-439-6103 (直通)
 FAX 042-438-2022